

## 第4回策定委員会の意見等への対応 (別紙)


## 対応前

犬山市都市計画マスタープラン(素案)全体構想まで(第4回策定委員会 資料2) P47

## 1) 拠点

拠点は、都市の形成過程等を踏まえ、次のように分類します。

## ■図表 拠点の分類(機能等)



凡例	分類	機能等
略	略	略
	準地区拠点	●地区拠点ほどの都市機能の集積はないが、鉄道駅(身近な生活圏にある市外の駅を含む)や路線バスの停留所があり、生活に身近なサービスを提供する機能が維持される地域の拠点
略	略	略

犬山市都市計画マスタープラン(素案)全体構想まで P48

## 3) ゾーニング(エリア)

ゾーニングは、用途地域や既存ストックの状況などを踏まえ、次のように分類します。

## ■図表 ゾーニングの分類(機能等)


略	略	略
	森林・里山ゾーン	●東部の丘陵地の里山集落や広大な森林がある区域 ●里山集落の地域コミュニティの維持と豊かな自然環境や景観の保全を図る ●豊かな自然環境を自然とふれあう体験学習や観光レクリエーションの場として活用する
	新市街地検討エリア	●市街化区域に隣接し、鉄道駅を中心とした公共交通の利便性に優れる区域を新たな市街地検討エリアに設定 ●定住人口の増加に向けた良好な居住環境を有する住宅系新市街地の形成を検討する
略	略	略

## 対応後(案)

## 1) 拠点

拠点は、都市の形成過程等を踏まえ、次のように分類します。




## ■図表 拠点の分類(機能等)

凡例	分類	機能等
略	略	略
	準地区拠点	●地区拠点ほどの都市機能の集積はないが、 <b>鉄道駅や路線バスの</b> 停留所があり、生活に身近なサービスを提供する機能が維持される地域の拠点
略	略	略

## 3) ゾーニング(エリア)

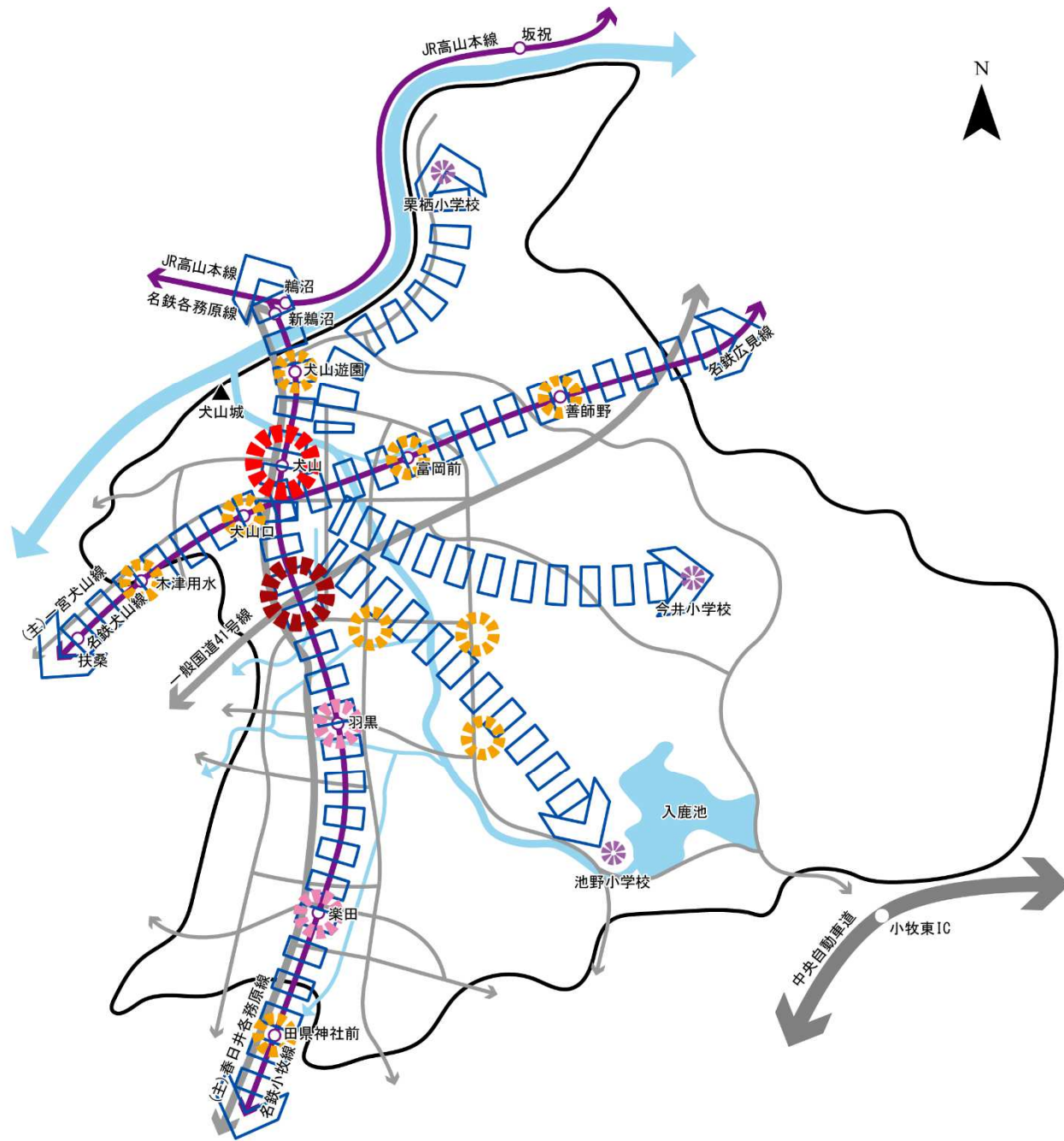
ゾーニングは、用途地域や既存ストックの状況などを踏まえ、次のように分類します。







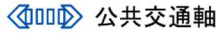
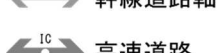
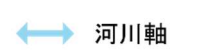

## ■図表 ゾーニングの分類(機能等)

略	略	略
	森林・里山ゾーン	●東部の丘陵地の里山集落や広大な森林がある区域 ●里山集落の地域コミュニティの維持と豊かな自然環境や景観の保全を図る ●豊かな自然環境を自然とふれあう体験学習や観光レクリエーションの場として活用する
	<b>市外駅近エリア</b>	● <b>市外にある鉄道駅が市域に近接(概ね徒歩圏内に位置)し、交通利便性等を享受する区域を市外駅近エリアに設定</b> ● <b>準地区拠点の周辺エリアと同等の位置づけとして定住人口の維持を図る</b>
	新市街地検討エリア	●市街化区域に隣接し、鉄道駅を中心とした公共交通の利便性に優れる区域を新たな市街地検討エリアに設定 ●定住人口の増加に向けた良好な居住環境を有する住宅系新市街地の形成を検討する
略	略	略

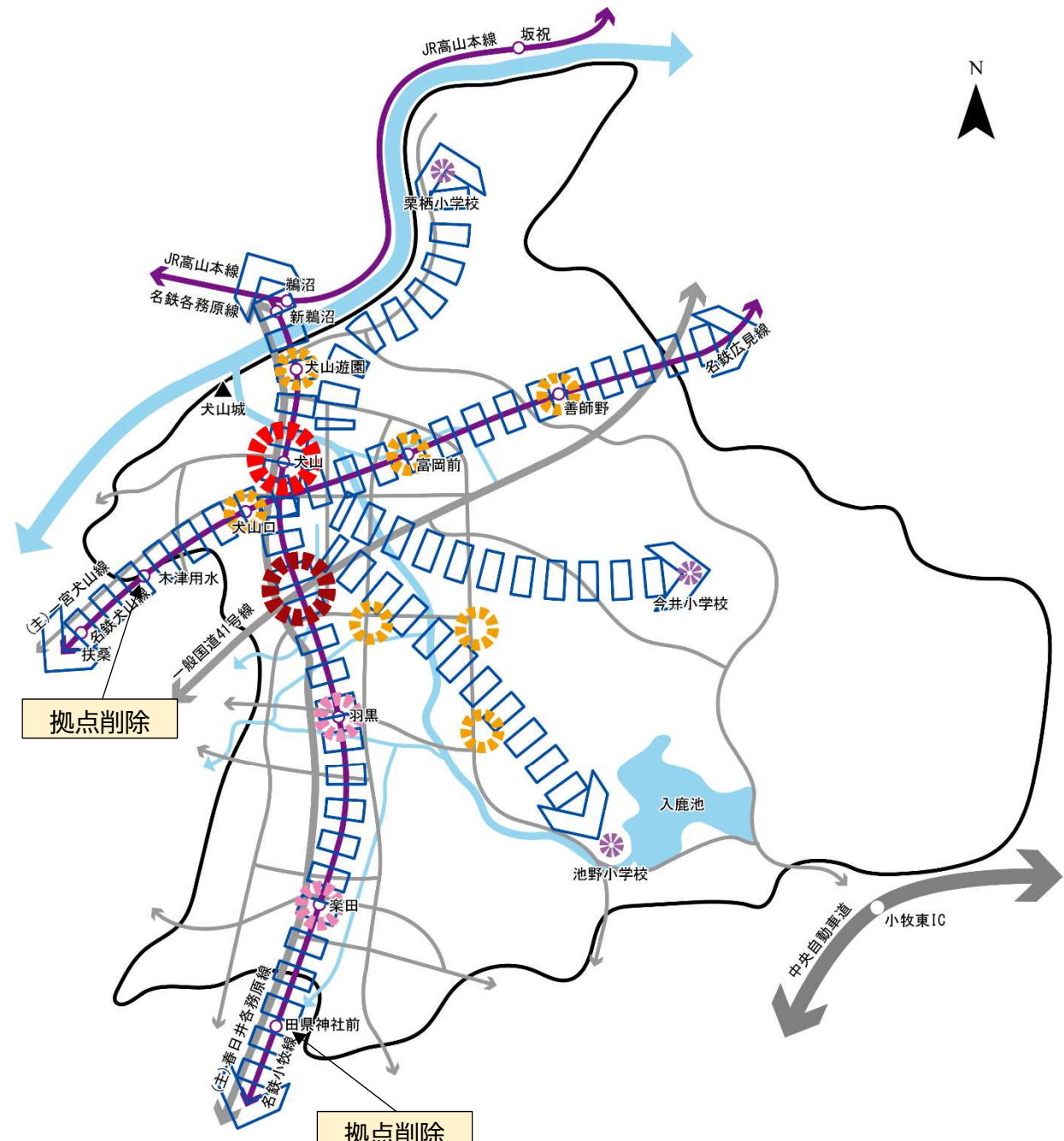
対応前








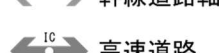
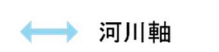

犬山市都市計画マスタープラン（素案）全体構想まで（第4回策定委員会 資料2） P49



-  都市拠点（犬山地区）
-  都市拠点（橋爪・五郎丸地区）
-  地区拠点
-  準地区拠点
-  コミュニティ拠点
-  鉄道
-  公共交通軸
-  幹線道路軸
-  高速道路
-  河川軸

対応後



-  都市拠点（犬山地区）
-  都市拠点（橋爪・五郎丸地区）
-  地区拠点
-  準地区拠点
-  コミュニティ拠点
-  鉄道
-  公共交通軸
-  幹線道路軸
-  高速道路
-  河川軸



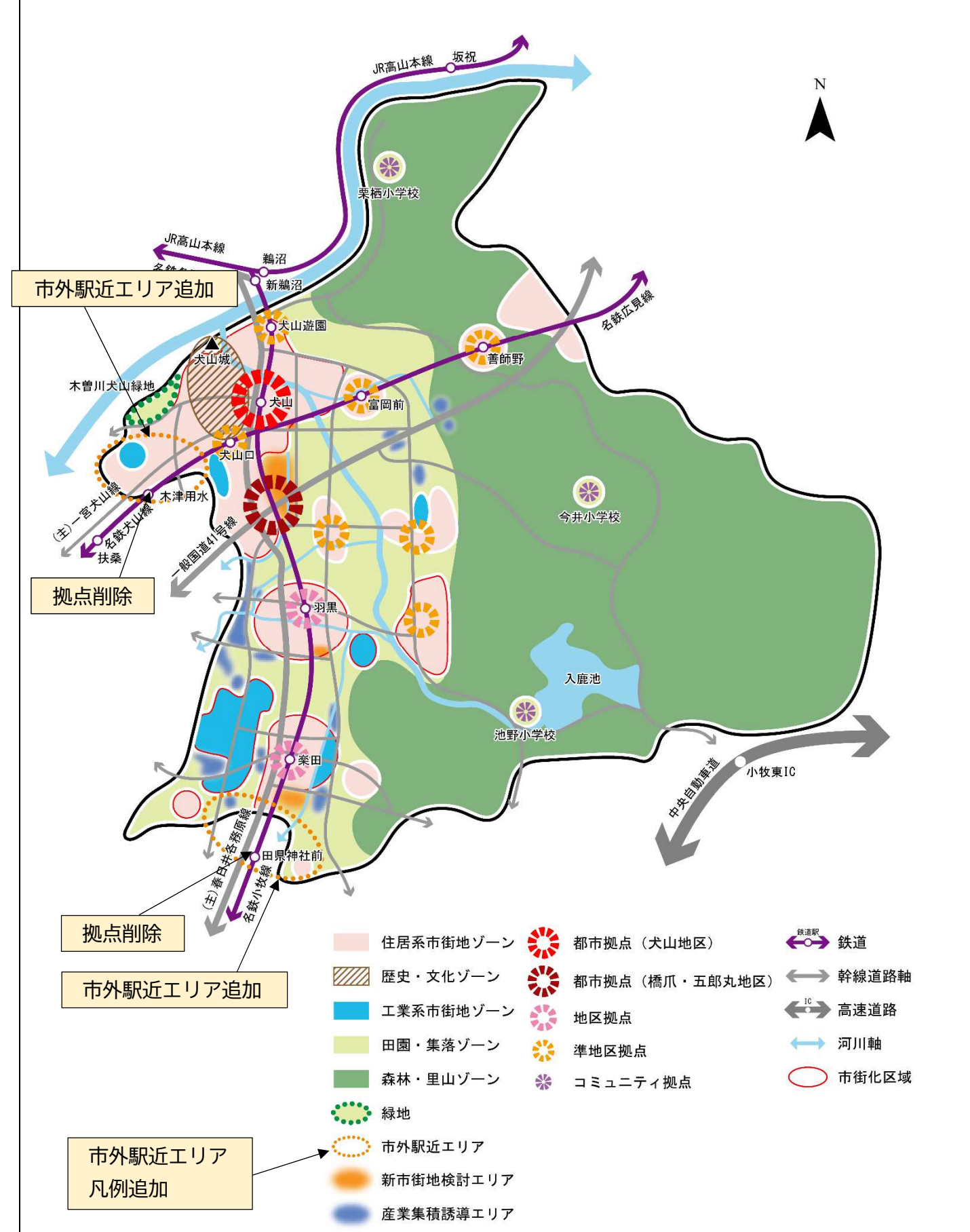
対応前

犬山市都市計画マスタープラン（素案）全体構想まで（第4回策定委員会資料2） P50



- |           |                |       |
|-----------|----------------|-------|
| 住居系市街地ゾーン | 都市拠点（犬山地区）     | 鉄道    |
| 歴史・文化ゾーン  | 都市拠点（橋爪・五郎丸地区） | 幹線道路軸 |
| 工業系市街地ゾーン | 地区拠点           | 高速道路  |
| 田園・集落ゾーン  | 準地区拠点          | 河川軸   |
| 森林・里山ゾーン  | コミュニティ拠点       | 市街化区域 |
| 緑地        |                |       |
| 新市街地検討エリア |                |       |
| 産業集積誘導エリア |                |       |

対応後（案）



市外駅近エリア追加

拠点削除

拠点削除

市外駅近エリア追加

市外駅近エリア凡例追加

- |           |                |       |
|-----------|----------------|-------|
| 住居系市街地ゾーン | 都市拠点（犬山地区）     | 鉄道    |
| 歴史・文化ゾーン  | 都市拠点（橋爪・五郎丸地区） | 幹線道路軸 |
| 工業系市街地ゾーン | 地区拠点           | 高速道路  |
| 田園・集落ゾーン  | 準地区拠点          | 河川軸   |
| 森林・里山ゾーン  | コミュニティ拠点       | 市街化区域 |
| 緑地        |                |       |
| 新市街地検討エリア |                |       |
| 産業集積誘導エリア |                |       |
| 市外駅近エリア   |                |       |
| 産業集積誘導エリア |                |       |

# 1 土地利用

## 1) 拠点ごとの方針

略

①～③ 略

### ④準地区拠点

- ・都市拠点と地区拠点以外の鉄道駅（身近な生活圏にある市外の駅を含む）や路線バスの停留所など生活に密着した機能が維持される地域は、身近な商業機能・生活サービスなどの都市機能の確保、公共交通の利便性向上により定住人口の維持を図ります。
- ・市街化調整区域において公共施設や鉄道駅、都市基盤など一定の既存ストックが整った地域では、新たな定住人口の受け皿として、それら既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。

## 2) 土地利用区分ごとの方針

略

土地利用区分		土地利用イメージ
略	略	略

※上記のほか、将来の都市構造のゾーニングに位置付ける「新市街地検討エリア」及び「産業集積誘導エリア」を土地利用区分として設定しています。

①～⑥ 略

### ⑦新市街地検討エリア（市街化調整区域）

- ・都市拠点となる犬山地区や橋爪・五郎丸地区の周辺のほか、楽田駅や羽黒駅周辺の市街化区域に隣接するなど既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、土地所有者等の意向や住宅需要の動向、農地などの周辺環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などによる良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。
- ・橋爪・五郎丸地区では、住居系新市街地のほか、道の駅の設置や新たな鉄道駅、商業・交流施設の集積など広域的で多様な交流を生む新たな市街地の形成を目指します。

# 1 土地利用

## 1) 拠点ごとの方針

略

①～③ 略

### ④準地区拠点

- ・都市拠点と地区拠点以外の**鉄道駅や路線バス**の停留所など生活に密着した機能が維持される地域は、身近な商業機能・生活サービスなどの都市機能の確保、公共交通の利便性向上により定住人口の維持を図ります。
- ・市街化調整区域において公共施設や鉄道駅、都市基盤など一定の既存ストックが整った地域では、新たな定住人口の受け皿として、それら既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。

## 2) 土地利用区分ごとの方針

略

土地利用区分		土地利用イメージ
略	略	略

※上記のほか、将来の都市構造のゾーニングに位置付ける「**市外駅近郊エリア**」、「新市街地検討エリア」及び「産業集積誘導エリア」を土地利用区分として設定しています。

①～⑥ 略

### ⑦市外駅近エリア（市街化区域・市街化調整区域）

- ・市外にある**鉄道駅（木津用水駅及び田島神社前駅）**に近接する市域では、**鉄道駅周辺における商業機能、生活サービスなどの都市機能の立地や市境を超えた生活交通の利便性を享受できる地域として、都市機能の確保や公共交通の利便性向上により定住人口の維持を図ります。**
- ・市街化調整区域においては、**既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。**

対応前

⑧産業集積誘導エリア（市街化調整区域）

- ・既存の産業集積地については、周辺の住宅地や農地などの環境悪化を招くことがないよう現状の操業環境の維持を図ります。
- ・幹線道路沿道など広域的な交通利便性に優れる地区では、産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けて、土地所有者等の意向や工場等の立地動向、農地などの周辺環境との調和に配慮しながら、条例に基づく開発許可や地区計画制度の活用など計画的な土地利用を誘導します。

対応後（案）

⑧新市街地検討エリア（市街化調整区域）

- ・都市拠点となる犬山地区や橋爪・五郎丸地区の周辺のほか、楽田駅や羽黒駅周辺の市街化区域に隣接するなど既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、土地所有者等の意向や住宅需要の動向、農地などの周辺環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などによる良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。
- ・橋爪・五郎丸地区では、住居系新市街地のほか、道の駅の設置や新たな鉄道駅、商業・交流施設の集積など広域的で多様な交流を生む新たな市街地の形成を目指します。

⑨産業集積誘導エリア（市街化調整区域）

- ・既存の産業集積地については、周辺の住宅地や農地などの環境悪化を招くことがないよう現状の操業環境の維持を図ります。
- ・幹線道路沿道など広域的な交通利便性に優れる地区では、産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けて、土地所有者等の意向や工場等の立地動向、農地などの周辺環境との調和に配慮しながら、**条例等に基づく開発許可や地区計画制度の活用などによる地域振興に寄与する工場、研究所等の施設が立地する新たな産業用地の形成を図ります。**



## 5 都市防災

### 1) 基本的な考え方

災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる災害に強い都市構造を目指します。

また、自己の敷地や町内単位での住民主体の防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めつつ、道路や公園、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と土地利用や居住の誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。

### 2) 整備方針

① 略

#### ②居住環境における防災機能の向上

- ・ 救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上や災害時を想定した防災情報網、避難経路の確保・充実を図ります。
- ・ 市街地においては、災害時における延焼防止や円滑な消火・救援・救助活動等を支えるため、生産緑地などオープンスペースの確保、狭あい道路の解消を図りつつ、建物の耐震化や不燃化、ブロック塀の倒壊対策等を促進し、市街地の防災機能の向上に努めます。
- ・ 犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた木造住宅が密集する市街地においては、地域の歴史的な背景などその特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって防災力の向上を図ります。
- ・ 防火水槽や消火栓など地域に身近な防災施設等については、災害時にその機能が十分に発揮されるよう適正に配置し、管理します。
- ・ 土地利用の観点では、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、災害の危険性が高いエリアでの開発規制など対策を講じます。

③～⑧ 略

## 5 都市防災

### 1) 基本的な考え方

災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる都市構造を目指します。

また、それぞれの地域にあたりリスクコミュニケーションを通じて、行政・市民・事業者等のより良い対応行動を引き出すことで、自助・共助・公助の連携による防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めつつ、道路や公園、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と土地利用や居住の誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。

### 2) 整備方針

① 略

#### ②居住環境における防災機能の向上

- ・ 救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上や災害時を想定した防災情報網、避難経路の確保・充実を図ります。
- ・ 市街地においては、災害時における延焼防止や円滑な消火・救援・救助活動等を支えるため、生産緑地などオープンスペースの確保、狭あい道路の解消を図りつつ、建物の耐震化や不燃化、ブロック塀の倒壊対策等を促進し、市街地の防災機能の向上に努めます。
- ・ 犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた木造住宅が密集する市街地においては、地域の歴史的な背景などその特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって防災力の向上を図るとともに、未接道地の解消による空き家の除却や老朽建築物の建て替えの促進、道路など公共空地の確保といった小規模かつ柔軟な面的対策を講じながら、安心・安全な市街地の形成を目指します。
- ・ 防火水槽や消火栓など地域に身近な防災施設等については、災害時にその機能が十分に発揮されるよう適正に配置し、管理します。
- ・ 土地利用の観点では、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、災害の危険性が高いエリアでの開発規制など対策を講じます。

③～⑧ 略

対応前

犬山市緑の基本計画（素案）基本理念と基本方針まで（第4回策定委員会 資料3） 該当ページなし  
該当ページなし

対応後（案）

○ページ追加

コラム「都市緑地法等が一部改正されたことによる緑化政策の転換」

平成 29 年 6 月に都市緑地法等が一部改正されたことにより、「緑地」の定義に農地が含まれることが明確化され、農地を緑地として政策に組み込むこととなりました。これにより、良好な都市環境の形成を図る観点から保全すべき農地（生産緑地等）については、都市緑地法の諸制度において「緑地」として積極的に位置付け、保全・活用を図ることが可能となりました。

また、民間事業者が都市公園内で公園利用者の利便の向上に資する収益施設（飲食店、売店等）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設\*の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度(Park-PFI 制度)」が創設されました。この制度を活用することで都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待されています。

(Park-PFI のイメージ)



※特定公園施設とは、公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

(都市公園法第5条の2第2項第5号)

出典：国土交通省『都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（平成 30 年 8 月改正）』

これら緑地政策の転換により、緑の基本計画の策定にあたっては、都市農地の保全を含む緑の総合的な計画であることや、公園管理の方針や官民連携など緑地のマネジメントの視点等に留意することとされています。

以上のような背景を踏まえ、都市農地の保全・活用や、都市公園の運営管理、維持修繕などについて、官民連携を推進し、公園緑地やオープンスペースの再生・活性化に向けて各種取組みを展開していくことが求められています。